

## 1. 制度概要

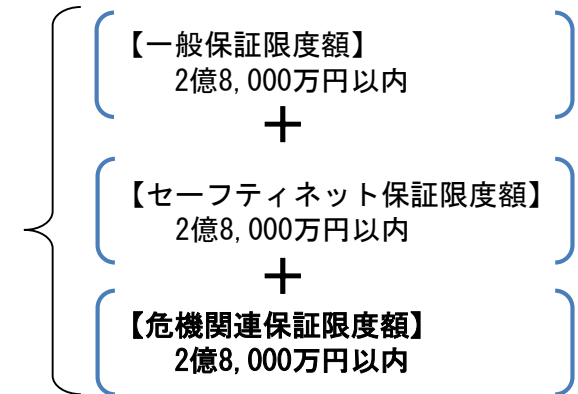
- 東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種<sup>※</sup>を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。<sup>※</sup>保証対象業種に限る。

## 2. 対象中小企業者

- 指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。  
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

## 3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →



# セーフティネット保証5号の概要

## 1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

## 2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

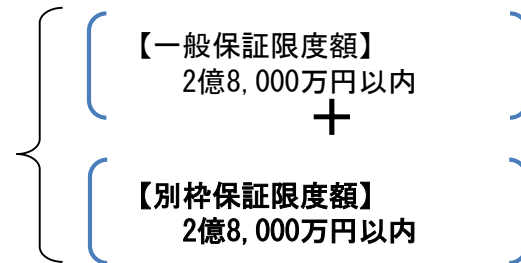
## 3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる



# 新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証 4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

## 【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

- ①業歴 3ヶ月以上 1年 1ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

## 【認定基準】

(現状)  
対前年と比較

最近 1ヶ月の売上高等と  
前年同月を比較  
+  
その後 2ヶ月間(見込み)を含  
む 3ヶ月の売上高等と前  
年同期を比較

運用  
緩和

(緩和後)  
新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近 1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較  
又は

最近 1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較  
+  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の 3 倍を比較  
又は

最近 1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較  
+  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証 4号は▲20%以上、セーフティネット保証 5号は▲ 5%以上、危機関連保証は▲15%以上